

# 木造住宅耐震改修(補強)工事の流れ

市内の木造住宅で、下記の条件全てにあてはまりますか？  
(1)昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの  
(2)延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの  
(3)階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの  
(4)木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太工法の住宅でないもの  
(5)国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

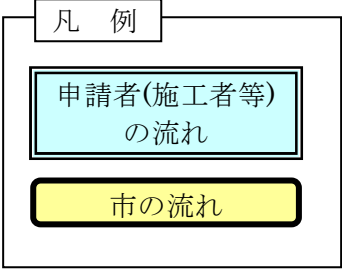
はい  
耐震診断を受けられましたか？

いいえ  
上記要件にあてはまれば、本市が実施する木造住宅無料簡易耐震診断を受けることができます。  
診断を希望される方は、木造住宅耐震診断員派遣事業の申込の流れを参照下さい。

はい  
耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満でしたか？

いいえ  
耐震診断結果、上部構造評点等が0.7以上の場合  
今回本市の改修事業には該当しませんが、改善点について専門家の方へご相談をおすすめします。

はい  
滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習を受講され、県の名簿に登録された設計事務所または工務店に改修工事の相談を行ってください。



改修の内容及び見積り等が、補助対象に該当するかどうかについて、市窓口で事前に協議を行なってください。

補助金交付申請書および必要書類を市の窓口に提出

申請内容が適合していれば補助金決定通知を発行

※決定通知後に中止・変更が発生したときは、中止届・変更届の提出必要

**工事着手**  
※決定通知前の着工は認められません。

改修工事完了後、実績報告書を市の窓口に提出

※ 提出期限  
工事完了後30日まで  
(最終3月20日まで)

補助金確定通知書を発行

補助金支払請求書を市の窓口に提出

概ね1ヶ月程度で指定口座に入金